

別表2（第3条関係）

補助対象設備を導入する住宅の要件

| 補助対象設備の種類 | 補助対象設備を導入する住宅の要件 |
|----------------------|---|
| 家庭用燃料電池システム（エネファーム） | <p>次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するため市内に新築する住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するため取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p> |
| 定置用リチウムイオン蓄電システム | <p>(1) 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(2) 次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するため市内に新築する住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するため取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p> |
| 窓の断熱改修 | <p>(1) 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。</p> <p>(2) 次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p> |
| 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 | <p>(1) 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(2) 市への実績報告の日までに補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅であること。</p> |

| | |
|----------|--|
| | (3) 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、市への実績報告の日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、V2H充放電設備は、新設・既設を問わない。 |
| V2H充放電設備 | (1) 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車等は、新規導入・導入済みを問わない。 (2) 次の各項のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅 |